

令和4年8月10日

東下第2号
新潟市建設工事入札参加者各位

東部地域下水道事務所
中央区総務課

東下第2号 関屋ポンプ場合流改善マンホールポンプ設備工事
の特記仕様書について(お知らせ)

令和4年8月9日公告の「関屋ポンプ場合流改善マンホールポンプ設備工事」について、下記のとおりお知らせします。

記

「現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書」の一部を以下のとおり訂正します。なお、設計図書の該当箇所を差し替えましたので、ご確認をお願いいたします。

訂正後

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置「常駐を免除することができる期間」は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合せ簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と他の工事を兼任している期間は（エ）を除き、この緩和措置は適用しない。

（ア）契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間

（イ）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

（ウ）ポンプ、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

（エ）技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間

訂正前

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置「常駐を免除することができる期間」は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合せ簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と他の工事を兼任している期間は（エ）を除き、この緩和措置は適用しない。

（ア）契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間

（イ）工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

（ウ）ポンプ、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

（エ）工事完成後、検査が終了し、事務手続き等のみが残っている期間で、常駐を免除できると工事発注所長が認めた期間

（オ）技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる期間